

2022年10月1日付 日本新薬グループ共済会給付規程一部改定

新旧対比表

朱記部分が変更箇所

旧	新
<p>第3章 医療補助等の給付</p> <p>(不妊治療費補助)</p> <p>第16条 会員又はその配偶者が特定不妊治療を受けたとき、次の基準により補助する。 夫婦ともに会員の場合は、両方に対して補助する。 (1) 対象費用 特定不妊治療費(体外受精、顕微授精)の自己負担額 (2) 給付範囲 対象費用から公的補助額を差引いた額 2. 前項の補助は、1会員につき年間150,000円を限度とする。</p>	<p>第3章 医療補助等の給付</p> <p>(不妊治療費補助)</p> <p>第16条 会員又はその配偶者が生殖補助医療(体外受精、顕微授精)を受けたとき、保険適用外費用がある場合は、次の基準により補助する。 夫婦ともに会員の場合は、両方に対して補助する。 対象費用：第三者の精子・卵子を用いない生殖補助医療(体外受精、顕微授精)の保険適用外費用 2. 前項の補助は、1会員につき年間50,000円を限度とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>旧で使用の「特定不妊治療」という言葉が助成金事業時に使われていた用語になるため、国の打ち出しに統一をして、「生殖補助医療」を使用する。</p> </div>
<p>第4章 休業及び退職時の給付</p> <p>(仕事と育児の両立 育休支援金)</p> <p>第19条 会員が育児休業するとき、1休業あたり、20,000円を給付する。 但し、同一子女のための休業における給付は1回のみとする。 なお、育児休業を取得しない場合は、1産後休業を育児休業とみなす。</p>	<p>第4章 休業及び退職時の給付</p> <p>(仕事と育児の両立 育休支援金)</p> <p>第19条 会員が育児休業または出生時育児休業をするとき、1休業あたり、20,000円を給付する。 但し、同一子女のための休業における給付は1回のみとする。 なお、育児休業を取得しない場合は、1産後休業を育児休業とみなす。</p>
<p>附則</p> <p>(制定及び改定歴)</p> <p>第2条 この規約は、2022年 4月 1日より改定実施する。</p>	<p>附則</p> <p>(制定及び改定歴)</p> <p>第2条 この規約は、2022年 10月 1日より改定実施する。</p>

2.この規約の制定及び改定歴は次の通りである。

(制定)平成 6年10月14日

(改定)平成 7年12月1日

平成10年 4月1日

平成14年 8月1日

平成17年 4月1日

平成18年 7月1日

平成19年 6月22日

平成20年 6月16日

平成21年 4月1日

平成23年 8月1日

平成24年10月1日

平成26年 3月19日

平成26年 8月1日

平成29年10月1日

2019年 10月1日

2022年 4月1日

2.この規約の制定及び改定歴は次の通りである。

(制定)平成 6年10月14日

(改定)平成 7年12月1日

平成10年 4月1日

平成14年 8月1日

平成17年 4月1日

平成18年 7月1日

平成19年 6月22日

平成20年 6月16日

平成21年 4月1日

平成23年 8月1日

平成24年10月1日

平成26年 3月19日

平成26年 8月1日

平成29年10月1日

2019年 10月1日

2022年 4月1日

2022年 10月1日